

## 国立大学法人九州大学馬出地区事業場職員勤務時間細則

平成16年度九大就規第34号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 4年 4月28日  
(令和4年度九大就規第1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号）第7条第3項及び第8条の規定に基づき、国立大学法人九州大学馬出地区事業場に勤務する職員のうち、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある者の始業及び終業の時刻、休憩時間、勤務時間並びに休日等について定めるものとする。

(始業時刻等を変更する者)

第2条 医系学部等事務部に勤務する職員（パートタイム職員を除く。）のうち、授業等に関連する業務に従事する職員で、部局長等より指定されたものの始業及び終業の時刻並びに休憩時間については、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の職員に対しては、あらかじめ通知する。

(変形労働時間制を適用する者の始業時刻等)

第3条 次に掲げる職員の勤務時間は、1月単位の変形労働時間制によるものとし、当該期間を平均した1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において定める始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間については、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、業務運営の都合により始業及び終業時刻の繰り上げ又は繰り下げを臨時に行う場合があるものとする。

(1) 教員（救急診療等に従事する教員を除く。）

(2) 生体防御医学研究所に勤務する技術職員のうち、胚操作及び動物実験室の運営等に関連する業務に従事する職員

(3) 救急診療等に従事する教員

(変形労働時間制を適用する者の休日)

第4条 前条の規定により勤務する職員の休日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該期間における国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項第1号に規定する休日の日数

(2) 前号に定めるもののほか、就業通則第31条第5項第2号及び第3号に規定する休日

2 休日は、1週間に1日以上置くものとする。

(職員への通知)

第5条 第3条及び前条に規定する勤務時間及び休日については、1月ごとの勤務割振表を作成し、当該勤務開始の2週間前までに職員へ通知する。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条に掲げる者に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、平成16年4月1日とする。

附 則（平成20年度九大就規第20号）

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第3条に掲げる者に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、平成21年4月1日とする。

附 則（平成25年度九大就規第19号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大就規第1号）  
この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第37号）  
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第39号）  
この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第1号）  
この細則は、令和4年5月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間
第三変更勤務	10時15分	19時00分	13時00分から14時00分まで
第四変更勤務	11時45分	20時30分	15時30分から16時30分まで

別表第2（第3条関係）

(1) 第3条第1号適用者

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間	実労働時間
A1勤務	7時00分	15時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A2勤務	7時30分	16時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A3勤務	8時00分	16時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A4勤務	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A5勤務	9時00分	17時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A6勤務	9時30分	18時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
B1勤務	7時30分	18時00分	12時00分から13時00分まで	9時間30分
B2勤務	8時00分	18時30分	12時00分から13時00分まで	9時間30分
B3勤務	8時30分	19時00分	12時00分から13時00分まで	9時間30分
B4勤務	9時30分	20時00分	12時00分から13時00分まで	9時間30分
B5勤務	7時30分	18時15分	12時00分から13時00分まで	9時間45分

B 6 勤務	8 時 0 0 分	1 8 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	9 時間 4 5 分
B 7 勤務	8 時 3 0 分	1 9 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	9 時間 4 5 分
B 8 勤務	9 時 3 0 分	2 0 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	9 時間 4 5 分
C 1 勤務	8 時 3 0 分	1 2 時 0 0 分		3 時間 3 0 分
C 2 勤務	1 3 時 0 0 分	1 7 時 1 5 分		4 時間 1 5 分
C 3 勤務	7 時 3 0 分	1 3 時 0 0 分		5 時間 3 0 分
C 4 勤務	7 時 0 0 分	1 3 時 0 0 分		6 時 間
C 5 勤務	1 4 時 0 0 分	2 0 時 0 0 分		6 時 間
C 6 勤務	1 4 時 0 0 分	2 1 時 3 0 分	1 7 時 1 5 分から 1 8 時 1 5 分まで	6 時間 3 0 分
C 7 勤務	7 時 3 0 分	1 8 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 8 勤務	8 時 0 0 分	1 9 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 9 勤務	8 時 3 0 分	1 9 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 1 0 勤務	9 時 3 0 分	2 0 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 1 1 勤務	7 時 3 0 分	1 9 時 0 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 1 2 勤務	8 時 0 0 分	1 9 時 3 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 1 3 勤務	8 時 3 0 分	2 0 時 0 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 1 4 勤務	9 時 3 0 分	2 1 時 0 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 1 5 勤務	7 時 3 0 分	1 9 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 1 時間 1 5 分
C 1 6 勤務	8 時 0 0 分	2 0 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 1 時間 1 5 分
C 1 7 勤務	8 時 3 0 分	2 0 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 1 時間 1 5 分

(2) 第 3 条 第 2 号 適用者

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間	実労働時間
A 勤務	8 時 3 0 分	1 7 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	7 時間 4 5 分

B勤務	8時30分	21時00分	12時00分から13時00分まで 17時15分から17時30分まで	11時間15分
C勤務	8時30分	19時15分	12時00分から13時00分まで 17時15分から17時30分まで	9時間30分
D勤務	9時00分	17時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
E勤務	10時00分	18時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
F勤務	11時00分	19時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
G勤務	13時00分	21時45分	16時30分から17時30分まで	7時間45分
H勤務	13時00分	17時15分		4時間15分

(3) 第3条第3号適用者

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	実労働時間
A勤務	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
全深夜勤務	15時30分	9時00分	20時00分から20時30分まで 0時30分から1時00分まで 4時30分から5時30分まで	15時間30分